

## **第1節 公共施設等を復旧する**

---

応急復旧終了後、被害の程度を十分考慮し、次の事業計画を作成する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画**（担当：都市整備局、公営企業局）
  - (1) 河川災害復旧事業計画
  - (2) 海岸災害復旧事業計画
  - (3) 道路災害復旧事業計画
  - (4) 港湾災害復旧事業計画
  - (5) 水道災害復旧事業計画
  - (6) 下水道災害復旧事業計画
  - (7) 公園災害復旧事業計画
  
- 2 都市施設等災害復旧事業計画**（担当：都市整備局）
  
- 3 廃棄物処理施設災害復旧事業計画**（担当：経済環境局）
  
- 4 住宅災害復旧事業計画**（担当：都市整備局）
  
- 5 社会福祉施設等復旧事業計画**（担当：福祉局）
  
- 6 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画**（担当：保健局）
  
- 7 学校教育施設災害復旧事業計画**（担当：教育委員会事務局）
  
- 8 社会教育施設災害復旧事業計画**（担当：教育委員会事務局）
  
- 9 中小企業の振興に関する事業計画**（担当：経済環境局）
  
- 10 その他災害復旧事業計画**（担当：各部局）

## 第2節 財政援助及び助成を行う

項目		担当
1	法律による一部負担または補助について	各部
2	激甚災害指定等の手続き	
3	激甚災害に係る財政援助措置を行う	

### 1 法律による一部負担または補助について

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

### 2 激甚災害指定等の手続き

大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続等は次のとおりである。

- (1) 激甚災害に関する調査  
市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (2) 激甚災害指定の促進  
県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。
- (3) 特別財政援助額の交付手続  
市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

### 3 激甚災害に係る財政援助措置を行う

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - ア 公共土木施設災害復旧事業
  - イ 公共土木施設災害関連事業
  - ウ 公立学校施設災害復旧事業
  - エ 公営住宅災害復旧事業
  - オ 生活保護施設災害復旧事業
  - カ 児童福祉施設災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業
  - ク 障害者福祉施設災害復旧事業
  - ケ 婦人保護施設災害復旧事業

- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内外）
- ス 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
  - ア 農地等の災害復旧事業に係わる補助の特別措置
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
  - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
  - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
  - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
  - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
  - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
  - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
  - オ 水防資材費の補助の特例
  - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
  - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
  - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第3節 罹災証明及び救援金品等を計画する

項目		担当
1	罹災証明書等の交付	地域支援部、経済環境部
2	災害弔慰金の支給等を行う	保健援護部
3	生活福祉資金の貸付を行う	尼崎市社会福祉協議会
4	災害見舞金等を交付する	保健援護部
5	被災者の生活再建を支援する	
6	緊急物資を確保する	財産管理部
7	救援金を整理する	
8	災害義援金品を募集する	保健援護部

### 1 罹災証明書等の交付

罹災証明書等は、地方自治法第2条に定める自治事務として、各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等）の適用等を受けるにあたって必要とされる住家及び非住家の被害状況について、市が交付する証明書である。

市長は、申請のあった被災者に対して、災害対策基本法第90条の2に基づき、罹災証明書等を交付する。ただし、火災による罹災証明は、各消防署長が行う。なお、罹災証明書等は次のとおりとする。

#### (1) 罹災証明書

災害による住家（現実に居住のために使用している建物で、社会通念上の住家であるかは問わない）及び非住家の被害について、その事実を市が確認することができる場合限り、その被災状況を証明するもの。

#### (2) 罹災届出証明書

災害により住家及び非住家に被害が生じた場合に、その事実を市長に届け出たことを証明するもの。なお、この証明書は市税の減免申請には使用できない点に留意する。

### 2 災害弔慰金の支給等を行う

#### (1) 災害弔慰金の支給

##### ア 支給条件

A 市内で5以上の住宅の滅失、または県内外で災害救助法による救助が行われた自然災害による死亡者の遺族を対象とする。

B 遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹とする。

##### イ 支給額

死亡者が世帯主の場合1人につき500万円、その他の場合250万円

##### ウ 支給の方法

A 保健援護部援護班は、地域援護班に対し、支給に関する処理の方法を通知し、各班はこれを被災者に周知する。

B 地域救護班は、支給に必要な調査を行い、その結果を保健援護部援護班に報告する。

C 保健援護部援護班は、報告受理後支給に関する所要の手続を経て遺族に支給する。

#### (2) 災害障害見舞金の支給

##### ア 支給条件

市内で5以上の住宅の滅失または県内外で災害救助法による救助が行われた自然災害により負傷または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に精神または身体に法律で定める程度の障害がある市民を対象とする。

イ 支給額

障害者が世帯主の場合 250 万円、その他の場合 125 万円

ウ 支給の方法

支給の方法については、災害弔慰金に準じて行う。

(3) 災害援護資金の貸付け

ア 貸付条件

- A 兵庫県内で、災害救助法による救助が行われた自然災害による被災世帯を対象とする。
- B 貸付利率 年1%（据置期間無利子）、連帯保証人を立てた場合は無利子
- C 償還方法 10年間の年賦、半年賦又は月賦償還（元利均等償還）  
（3年間の据置期間を含む。市長が特に必要と認める場合は5年間。）
- D 連帯保証人1人を立てることができる。
- E 所得制限、総所得、退職所得、山林所得、土地等に係る事業所得、長期譲渡所得、短期譲渡所得の合計額が、同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人のときは730万円、5人以上であるときは730万円に4人を超えて1人増すごとに30万円加算した額、ただし、住居が滅失した場合にあつては、1,270万円

イ 貸付限度額等

被害の種類及び程度		金額
世帯主の負傷がある場合	家財の損害及び住居の損害がない場合	150万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	住居が半壊した場合	270万円（350万円）
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷がない場合	家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	150万円
	住居が半壊した場合	170万円（250円）
	住居が全壊した場合	250万円（350万円）
	住居の全体が滅失し、または流失した場合	350万円

(備考)・負傷とは、療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷

- ・家財の損害とは、被害額がその価額のおおむね3分の1以上である損害
- ・半壊とは、損害部分はその住居の延床面積の10分の2以上10分の7未満のものまたは損害額がその住居の価額の10分の2以上10分の5未満のものをいう。
- ・全壊とは、損壊部分はその住居の延床面積の10分の7以上のものまたは損害額がその住居の価額の10分の5以上のものをいう。
- ・（ ）内の額は被害を受けた住居を建て直すに際し当該住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合で、市長が特に必要があると認めるときの額

ウ 貸付の方法

- A 保健援護部援護班は地域援護班に対し、貸付に関する処理の方法を通知し、各班はこれを被災者に周知する。
- B 地域援護班は、貸付申請に関する事務を処理した後、関係書類を保健援護部援護班に送付する。

C 保健援護部援護班は、関係書類受理後、内容を審査し貸付の可否を決定するとともに、被災世帯に貸付ける。

### 3 生活福祉資金の貸付を行う

- (1) 実施機関  
兵庫県社会福祉協議会
- (2) 対象  
低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
- (3) 福祉資金の種類（災害関係分抜粋）

(令和2年1月21日現在)

種類・用途		貸付限度額	据置期間	償還期間
福祉費	災害を受けたことにより臨時に必要な資金	150万円	1年以内	7年以内
	生業のために必要な経費	低所得世帯 280万円	6月以内	7年以内
		障害者世帯 460万円	6月以内	9年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が、 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	6月以内	8年以内
	住宅の補修等に必要な経費	250万円	6月以内	7年以内
負傷又は疾病の療養、介護サービス・障害者サービス等に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間、介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは 170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230万円	6月以内	5年以内	
緊急小口資金		10万円以内	2月以内	1年以内

- (注) 1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、福祉費の「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」及び「住宅の補修等必要な経費」の貸付対象とはならない。
- 2 償還方法は年賦、半年賦、月賦とする。
  - 3 利子は年1.5%、ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子とする。
  - 4 償還期間には据置期間を含めない。

### 4 災害見舞金等を交付する（見舞金等交付基準）

被災状況	見舞金
全焼、全壊、流出	単身者 30,000円（1人増すごとに2,000円を加算）
半焼、半壊	単身者 20,000円（1人増すごとに1,000円を加算）
床上浸水	1世帯 10,000円
死者	1人 30,000円

重傷者	10 日以上の入院者 1 人 10,000 円
-----	-------------------------

(備考)・災害救助法及び災害弔慰金の適用を受けるにいたらない小災害が対象。

・死者に対する見舞金支給、遺族の範囲については、尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定を準用する。

## 5 被災者の生活再建を支援する

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、被災者生活再建支援法に基づき被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

### (1) 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、高潮、津波、噴火その他異常な自然現象によって住宅に被害があった場合を対象にし、適用範囲は都道府県からの公示に基づく。

### (2) 支援金の支給額（単位：万円）

区 分		①基礎支援金(※2) (住宅の被害程度)	②加算支援金(※2) (住宅の再建方法)		計①+②
複数世帯 (世帯主含む世帯員が 2人以上) ※1	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借（公営住宅除く）	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借（公営住宅除く）	50	100
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借（公営住宅除く）	25	25

※1：単身世帯は上記支給額の 3/4

※2：申請期間：自然災害発生から①が 13 月間、②が 37 月間

### (3) その他

県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組の整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用した支援や、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行う。

## 6 緊急物資を確保する

- (1) 財産管理部会計班は、協力部、経済環境部と協力し、緊急物資を必要に応じて区分して受領保管する。
- (2) 物資の受入れには必要により車両器具を調達する。
- (3) 大量物資の保管場所については、記念公園総合体育館とし、少数の物資についてはその都度指定する。
- (4) 保管場所には、受入れ、管理、配送等の各担当を配置する。
- (5) 郵送による緊急物資については、必要により民間委託する。
- (6) 緊急物資の受領、処理に必要な様式を作成する。

## 7 救援金を整理する

- (1) 財産管理部会計班は、一般市民、他府県、他市町よりの救援金を区別し、一応別口預金にて受領保管する。
- (2) 救援金の受領、処理に必要な様式は別に定める。

## 8 災害義援金品を募集する

- (1) 関係機関  
災害発生に際し、被災者等に対し義援金品の募集を必要とする場合、保健援護部は、次の関係機関と協力してこれの実施に当たる。
  - ア 兵庫県
  - イ 尼崎市社会福祉協議会
  - ウ 日本赤十字社兵庫県支部
  - エ 兵庫県市長会
- (2) 実施の方法  
次の事項について上記関係機関が協議のうえ、実施する。
  - ア 宣伝方法
  - イ 募集方法及び期間
  - ウ 取扱及び輸送方法
  - エ 配分方法
  - オ 発表方法

## 第4節 大規模事故等の災害からの復旧活動を行う

項目		担当
1	基本方針	—
2	道路関係施設等を復旧する	都市整備部
3	鉄道関係施設等を復旧する	鉄道事業者等

### 1 基本方針

大規模事故等災害により被害を受けた交通関係施設等の復旧については、原則として鉄道事業者、空港等の設置者、道路管理者等の責任により、速やかな施設の復旧に努める。

### 2 道路関係施設等を復旧する

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた復旧物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

また、可能な限り、復旧予定時期を明示する。

### 3 鉄道関係施設等を復旧する

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努める。

また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

## 第5節 災害からの復興を図る

項目		担当
1	組織を設置する	各部
2	復興計画を策定する	各部

### 1 組織を設置する

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、市の復興本部の設置について定める。

#### (1) 復興本部の設置

ア 著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

イ なお、復興本部には、部、局、課等を置くが、その構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

#### (2) 復興本部の組織と運営

ア 復興本部の組織と運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定する。

イ なお、復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

### 2 復興計画を策定する

市は、著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

#### (1) 復興計画の基本的な考え方

市は、総合計画等との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮し、被災前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

#### (2) 復興計画策定における手順

ア 復興計画の策定及び推進にあたっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。

イ また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮する。

A 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、市民等への意見募集

B 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

C 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催 等

#### (3) 復興計画の策定

##### ア 策定上の留意事項

計画策定にあたっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じる。

##### A 復興事前準備の実施

被災後に早期かつ的確に復興を行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

- B 多様な行動主体の参画と協働
  - a 住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。
  - b その際、特に女性や要配慮者の参画を促進する。
- C ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ  
復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。
- D 阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用  
阪神淡路大震災からの復興等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

イ 復興計画の構成例

- A 基本方針
- B 基本理念
- C 基本目標
- D 施策体系
- E 復興事業計画 等  
復興事業計画は、次の分野に関するものが想定される。
  - a 生活
  - b 住宅
  - c 保健・医療
  - d 福祉
  - e 教育・文化
  - f 産業・雇用
  - g 環境
  - h 都市及び都市基盤 等

(4) 分野別緊急復興計画の策定

市は、被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野について、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、生活復興や住宅復興等の緊急復興計画を策定する。